

豊川市屋内体育施設における ドローン飛行に関するガイドライン

令和4年3月

豊川市教育委員会スポーツ課

はじめに

近年、遠隔操作や自動操縦による飛行によって写真撮影などを行うことができるドローンは、その機器の革新的な進歩により、様々な産業への活用を含め、幅広い分野での利活用の期待が高まっています。豊川市は、ドローンやエアモビリティ（空飛ぶクルマ）に関する新産業の集積をはじめとする地域経済の活性化及び地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、令和2年8月に設立された官民で構成する「東三河ドローン・リバー構想推進協議会」に参画し、ドローンに関する教育・学習活動（ドローン飛行訓練）を推進しています。

しかし、中心市街地などにおいては、ドローン飛行に関して航空法等の規制によって一定の飛行区域が制限されており、積極的なドローンの利活用や活動環境の確保が難しい状況にあります。

今後のドローン利活用に向けたニーズの拡大、更には豊川市におけるドローン・エアモビリティに関する新産業の集積に向けて、豊川市が所有・設置する施設のうち、航空法の規制対象外となる屋内体育施設におけるドローンの飛行に関して、本ガイドラインに基づく諸条件の遵守により飛行を可能とするとともに、安全に飛行訓練を行うためのルールを定めるものです。

1 利用可能施設

屋内体育施設のうちドローン飛行可能な施設は、豊川市農業者トレーニングセンターアリーナとする。



豊川市農業者トレーニングセンター アリーナ内部の様子

2 基本事項

- ① スポーツを目的とする利用を優先することを前提とし、利用可能施設の全面的利用予約がない場合に限り、利用日の2週間前の日から全面利用での利用予約の受付を可能とする。
- ② 利用可能施設において、ドローンの飛行技術や機体性能を競い合うレース、大会等の利用は禁止する。

3 ドローンの機能及び性能に関する条件等

(1) 重量、形状

- ①バッテリーや搭載カメラなどを含め、機体の総重量4kg以下のものであること。
- ②機体にはプロペラガードを装着すること。
- ③機体の形状や搭載物の種類等により、安定した飛行が困難、又は墜落時に周囲への被害を拡大させる恐れ等が想定される場合など、施設管理者（指定管理者）が必要と判断した場合には、飛行条件を制限し、又は飛行を認めない。

(2) 安定飛行を可能とする機能、装置

- ①原則、飛行させるドローンは、センサー等による衝突回避のための機能を有する機体とすること。
- ②上記の機能を有しない場合であっても、総重量が100g未満の機体に関しては利用可能とする場合がある。

4 操縦者の技能等

(1) 技能

- ①原則、操縦者は、国土交通省航空局が定める「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に掲載されている講習団体等から技能証明を受けた者、又はドローンの飛行時間を10時間以上有する者（以下「有資格者等」という。）とする。
- ②操縦者が有資格者等以外の者である場合には、必ず有資格者等の監視者（以下「監視者」という。）が安全に飛行できるよう監視・助言等を行うこと。

(2) 飛行当日の操縦者の状態

- ①操縦者が、アルコールを摂取した状態での飛行は禁止する。
- ②その他の薬物摂取、体調不良等により、正常な操縦ができない状態にある場合も、飛行を禁止する。

5 利用可能施設内での飛行条件

(1) 飛行台数

- 1施設あたり同時に1機まで飛行可能とする。

(2) 飛行範囲の設定

原則、次の条件をすべて満たす範囲を飛行範囲として設定すること。

- ①利用可能施設に備え付けてある壁面防球ネットを設置した内部であり、かつ天井から3m以上離れていること。（※照明設備など、利用可能施設内に突出した設備が設置してある場合は、最も突出した部分を天井とすること。）
- ②操縦者及び監視者は、ドローン飛行範囲に立ち入ることを可能とするが、できる限

りその範囲の外から操縦及び監視を行うこと。

(3) 飛行速度

時速10km未満とすること。

(4) 頭上飛行

墜落、衝突を回避するための飛行等その他やむを得ない場合を除いて、施設利用者の頭上での飛行はしないこと。

(5) 飛行範囲の監視及び周辺状況の管理

- ①ドローン飛行中は、最低1名の監視者を配置するとともに、監視者は、ドローン飛行範囲の監視や周辺状況の管理を行い、安全な飛行に努めること。
- ②飛行条件、飛行範囲及び周辺状況等について、届け出た内容のとおり管理できない場合は、速やかに飛行を中止し、安全を確保できる場所へ移動、着陸させること。
- ③利用可能施設内において、飛行範囲が明確に視認できるよう、三角コーン等の目標物を設置すること。

(6) 機体状況の確認

- ①飛行前には、機体の損傷や故障箇所の有無確認を含め、バッテリーの充電、搭載物の落下の恐れがないかなどの安全確認を必ず行うこと。
- ②目視（直接肉眼による）範囲内でドローンとその周囲を常時監視して飛行させること。
- ③利用可能施設内において、十分な照度があることを確認のうえ飛行させること。

6 事故発生等緊急時の対応

(1) 事故報告

飛行当日に事故が発生した場合は、直ちに施設管理者に報告すること。

(2) 利用可能施設の損壊

利用可能施設を損壊した場合は、当該施設の条例等に従って、相当の損害額を賠償すること。また、ドローンが壁面防球ネット等に、接触や衝突などにより、他の施設利用に影響が生じた場合、施設利用のための復旧を最優先とする。なお、復旧にあたりドローン等の機器が破損した場合について、豊川市及び施設管理者は一切の責任を負わないこととする。

(3) 利用可能施設での事故

ドローンの墜落、施設利用者への接触等により施設利用者に怪我を負わせた場合、そ

の他利用可能施設におけるドローン飛行に起因する事故について、豊川市及び施設管理者は一切の責任を負わないこととする。

7 賠償責任保険の加入

利用可能施設におけるドローン飛行に起因する事故等により、利用可能施設又は施設利用者の身体及び財産等に損害を与えた場合に備えるため、届出者又は操縦者に対して想定される損害を填補し得る賠償責任保険に加入すること。

8 ドローン飛行の届出手続き

- ①利用可能施設においてドローンを飛行させようとする場合には、様式第1号「豊川市屋内体育施設におけるドローン飛行に関する届出書（以下「届出書」という。）」に必要事項を記入のうえ、利用日の前日までに豊川市教育委員会スポーツ課（以下「スポーツ課」という。）へ届け出ること。
- ②届出書には、様式第2号「ドローンの機体に関する事項」及び様式第3号「操縦者等に関する事項」を添付すること。
- ③施設利用時に、スポーツ課が届出書の内容を確認後交付する、様式第4号「ドローン飛行に関する届出確認書」を施設管理者に提示すること。

9 その他

- ①操縦者及び監視者以外の者が会場内にいる状態で、ドローンを飛行させる際には、全員から飛行に関する承諾を得ること。なお、ドローン飛行中に承諾を得られていない第三者が利用可能施設に入場した場合は速やかに飛行を中止すること。
- ②ドローン飛行を含め、利用可能施設の利用に関しては、当該施設の条例、規則等に定められた利用条件を遵守すること。

10 本ガイドラインに関する問い合わせ先

豊川市教育委員会スポーツ課

電話：0533-88-8036

Eメール：sports@city.toyokawa.lg.jp

(様式第1号)

豊川市屋内体育施設におけるドローン飛行に関する届出書

年 月 日

(提出先)

豊川市教育委員会スポーツ課

(届出者)

住 所

氏 名

電 話

Eメール

(※届出内容の確認のため、施設管理者から直接問合せをする場合があります。)

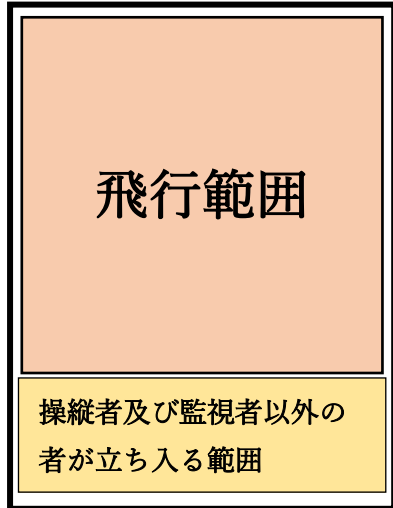
1 飛行の内容

飛行日時	年 月 日 () : ~ :
飛行場所	豊川市農業者トレーニングセンターアリーナ
飛行目的	
機 体	様式第2号を参照
操縦者	様式第3号を参照
監視者氏名	

2 飛行範囲

当日の「飛行範囲」と操縦者及び監視者以外の者が立ち入る範囲の概略図を記載してください。(※施設の縮尺や形状については、おおよそで構いません。)

(記載例)



【概略図記載欄】

壁面防球ネット

3 届出者又は操縦者の第三者賠償責任保険の加入状況

加入保険	保険会社名	
	商品名	
	補償金額	【対人】 千円 ・ 【対物】 千円

※証書の写しを添付してください。

【ドローンの飛行に関する誓約及び承諾書】

- 1 利用可能施設に定められた条例、規則等を遵守し、本届出書の内容に従って安全に飛行します。
- 2 飛行中に事故が発生した場合は、届出者及び操縦者において一切の責任を持って誠実に対応します。
- 3 行事等で飛行させる際には、行事等の参加者全員から飛行に関する承諾を得ます。
- 4 届出内容の確認を行うため、豊川市が本届出書を施設管理者に情報提供することを承諾します。
- 5 本届出書の内容により、安全な飛行ができないと施設管理者が判断した場合には、利用可能施設の利用許可を取り消す場合があることを承諾します。
- 6 本届出書の内容及び豊川市が指定する飛行条件と異なる飛行を行い、又は安全な飛行ができないと施設管理者が判断した場合には飛行の停止を命じる場合があることを含め、飛行停止の指示に従わない場合は利用可能施設の利用停止を命じる場合があることを承諾します。

(届出者自署)

(様式第2号)

ドローンの機体に関する事項

機体名称		
メーカー		
重量		
改造の有無	有 ・ 無	
改造がある場合の機体情報	機体の形状	※機体の形状が分かるよう、機体の全体が写った写真等を添付してください。
	電波到達距離	
	飛行可能風速	
	機体の姿勢や位置情報を把握するためのセンサー及びシステム等	※取り付けられているセンサー及びシステムの一覧と、それらがドローンの飛行を制御することができる条件を記入してください。

※飛行させる機体が複数ある場合は、それぞれ記載すること。

(様式第3号)

操縦者等に関する事項

操縦者 氏名 監視者	
------------------	--

※該当する方を○で囲んでください。

※操縦者が監視者を兼ねる場合は、両方に○を囲んでください。

届出者は、操縦者及び監視者に関して以下の「確認事項」を確認し、「確認結果欄」にその結果を回答してください。

確認事項		確認結果
飛行経歴	国土交通省航空局が定める「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載されている講習団体等からの技能証明を受けている。 ※「はい」の場合は、技能を証明する書類の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	ドローン飛行経験を10時間以上有している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
能力	一般 飛行前に、次に掲げる事項が行える。 ・ 第三者の立ち入り制限 ・ 燃料又はバッテリーの残量確認 ・ 通信系統及び推進系統の作動確認	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	操縦技能 GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができる。 GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができる。 ・ 上昇 ・ 下降 ・ 一定位置、高度を維持したホバリング ・ ホバリング状態から機種の方向を90度回転 ・ 前後移動 ・ 水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※操縦者が複数いる場合は、それぞれ記載すること。

(様式第4号)

年 月 日

(届出者)

様

豊川市教育委員会スポーツ課

ドローン飛行に関する届出確認書

年 月 日付けの届出は受理し内容を確認しました。下記のドローン飛行については、以下の指定する条件を遵守して利用してください。

記

飛行日時	年 月 日 () : ~ :
飛行場所	豊川市農業者トレーニングセンター

【指定する条件】

(1) 飛行範囲に関する条件

・利用可能施設に備え付けてある壁面防球ネットを設置した内部であり、かつ天井から3m以上離れていること。(※照明設備など、利用可能施設内に突出した設備が設置してある場合は、最も突出した部分を天井とする。)

(2) 飛行速度に関する条件

飛行速度は時速10km未満とすること。

(3) その他

- ・飛行範囲が明確に視認できるよう、三角コーン等の目標物を設置すること。
- ・利用可能施設利用後の施設点検の際、施設管理者がドローンに損壊がないか機体を確認する場合、その確認に応じること。
- ・「豊川市屋内体育施設におけるドローン飛行に関するガイドライン」を遵守すること。

<問合せ先>

豊川市教育委員会スポーツ課

電 話 : 0533-88-8036

Eメール : sports@city.toyokawa.lg.jp